

令和5年度 第2回 富山大学医療安全管理業務監査委員会結果報告書

国立大学法人富山大学医療安全管理業務監査委員会規程に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法

医療法施行規則第9条の23の9号に準じ、国立大学法人富山大学附属病院の医療安全管理業務について、管理者及び医療安全業務関係者等から、説明聴取、資料閲覧の方法により報告を求め、医療に係る安全管理について監査を実施しました。

【日 時】 令和6年2月27日（火） 13：30～14：45

【場 所】 Zoom によるオンライン開催

【委 員】 高村委員長、木下委員、三善委員

2. 監査結果

(1) 令和5年度第1回委員会議事要録の確認について

資料に基づき議事内容を確認した結果、追記、訂正が必要ないことを確認しました。

(2) インシデント事例とその対応について

①高難度新医療技術、未承認新規医薬品等の医療提供関連

近年、高難度新医療技術及び未承認新規医薬品等の実施に係るインシデントは発生していないことを確認いたしました。また、医療安全管理部が窓口となり申請、審査、結果通知までの手順が確立されており、適正に運用されていることを確認いたしました。

高難度新規医療技術実施後、速やかに報告書が提出されていることを確認いたしました。更に、半年ごとに患者の経過をモニタリングしていることと、5年経過後に、新規に該当しなくなることを、併せて確認いたしました。

②薬剤関連

医師指示簿では薬剤アレルギーチェックされないため、必ずアレルギー確認するよう注意喚起したことを確認しました。また、薬剤アレルギー登録に関する有益情報を「Safety Management Letter」の番外編として周知していることを確認しました。更に、処方カレンダーシステムにおける不具合を修正したことを確認しました。

なお、新入職員への研修を含め対策を徹底頂きますようお願い致します。

③画像診断の偶発所見見逃し関連

重要所見を確認する専従の職員が配置されており、毎月、未対応のレポートが無いことを確認しました。

重要所見のフラグに対応していない場合は、依頼医へ電話で督促を行っていることを確認しました。

画像診断については、読影書は参考とし、依頼医が必ず確認することを周知していることを確認しました。

④血液検査のパニック関連

病院機能評価で指摘を受けてパニック値への報告体制を整備したことを確認しました。パニック値は全て、FAXで報告していることを確認しました。

血液検査システムで機械的に報告されたパニック値の中から、特に緊急対応が必要なパニック値を緊急報告値と定義して依頼医へ電話連絡していることを確認しました。

報告体制のフローを作成し、不在等で連絡がつかない場合の連絡網が整備されていることを確認しました。

⑤肝炎ウイルス抗原、抗体価要請患者対応関連

B型肝炎再活性化対策として、スクリーニングフローを作成し職員に周知したことを確認しました。また、実施状況を調査し「Safety Management Letter」で報告し、再度、スクリーニング実施について周知したことを確認しました。更に、電子カルテの画面に肝炎が陽性患者に対してサインを表示し注意するシステムを構築したことを確認しました。

医療安全活動としてB型肝炎に対する対応テーマを決め活動することで、医師、看護師にスクリーニングに対する意識づけを行っていることを確認しました。

(3) 医療過誤事例における家族対応について

患者相談フロチャートを作成し対応していることを確認しました。また、毎週1回患者相談カンファレンスを開催し情報共有していることを確認しました。訴訟案件については医療安全管理部が対応していることを確認しました。

(4) 全死亡事例の報告体制及び医療事故調査制度の報告基準について

全死亡に対して「死亡事例チェックリスト」を作成し医療安全管理部に報告されていることを確認しました。また、2週間以内にM&Mカンファレンスを開催し、死亡に至った経緯、診療の質が適正であったか、患者家族への説明が適切であったか、死亡後の対応が適切であったかを検証していることを確認しました。

3. 総括

国立大学法人富山大学附属病院における医療安全に係る業務について監査を実施したところ、適正な安全管理がなされていたことを確認しました。

引き続き、特定機能病院として高度な医療を提供するために安全管理体制確保の徹底と維持並びに職員教育に努めていただきますよう、お願い致します。

令和6年3月30日

富山大学医療安全管理業務監査委員会
委員長 高村 博之